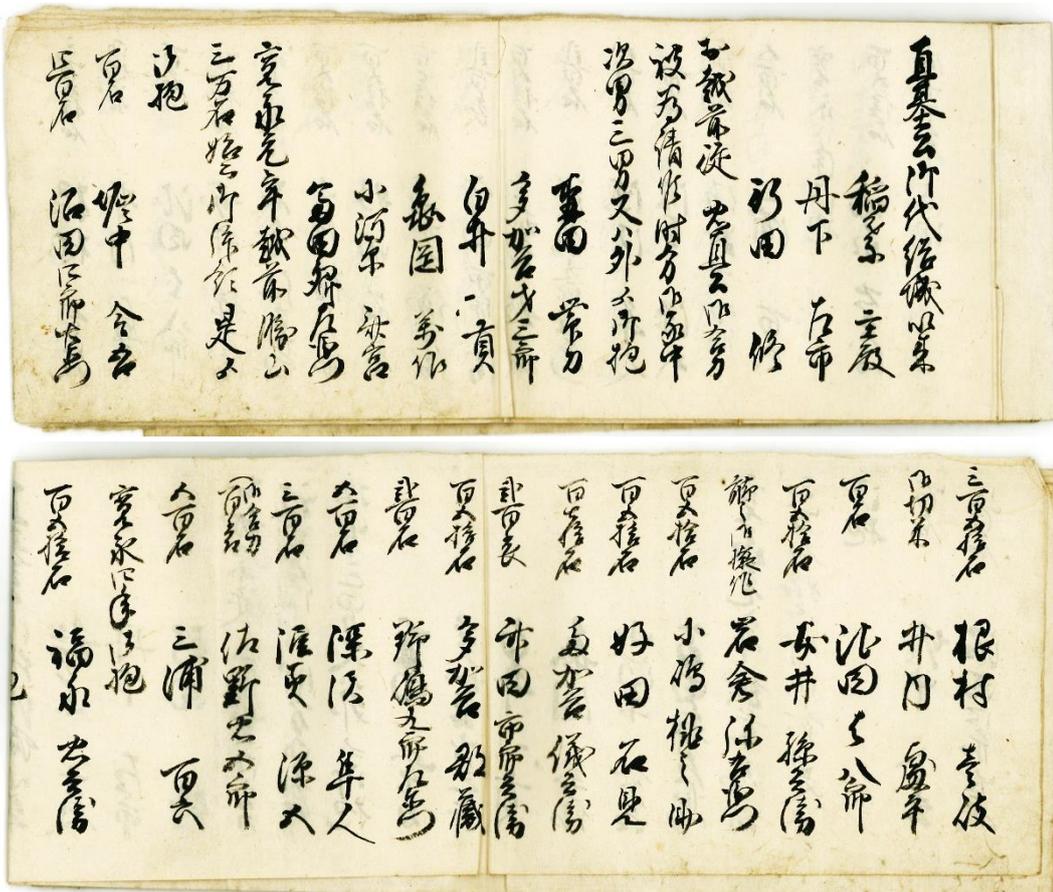




（酒井保敏家文書
P〇〇〇五 No.五）



《釈文》

寛永元年越前勝山以来諸士住口御調
御家中六番士以上住口帳
享和二年七月朔日

直基公御代結城以来

稻葉 主殿

丹下 左市

行田 修

於三越前一從二 忠直公一御合力

被レ為レ請候時分御家中

次男三男又八外方御抱

森田 帶刀

多加谷才三郎

白井 貢

龜岡 萬作

小河原齋宮

富田郷左衛門

寛永元年、越前勝山

三万石始而御拝領、是方

御抱

百石 堀中 金吾

四百石 沼田四郎右衛門

……

三百五拾石 根村 壹岐

御切米 井内 處平

百石 池田 与八郎
 百五拾石 安井 孫兵衛
 聊之御擬作(あてがい) 岩倉弥右衛門
 百五拾石 小嶋 桃之助
 百五拾石 好田 石見
 百七拾石 多加谷儀兵衛
 式百表(俵) 竹田市郎兵衛
 百五拾石 多加谷 郡蔵
 式百石 野嶋九郎左衛門
 五百石 深沢 隼人
 三百石 渥美 源五
 御合力 佐野 忠五郎
 百表(俵) 三浦 百六
 五百石 寛永四年御抱
 百五拾石 福永 忠兵衛
 (後略)

《用語》

【直基公御代結城以来】松平直基時代の家臣でなおかつ結城以来の家臣。直基は寛永三年に松平に改姓するまで結城姓を名乗るなど、結城氏の名跡を受け継いでいた。

【直基公】松平直基(まつだいらなおもと、一六〇四〜四八)。江戸時代前期の大名。慶長九年三月生まれ。結城秀康(ゆうきひでやす)の五男で忠直弟。寛永元年(一六二四)に越前国(えちぜん、福井県)勝山三万石の

藩主となる。同三年結城から松平に改姓。越前大野藩・出羽(でわ)山形藩を経て、慶安元年(一六四八)播磨国(はりま、兵庫県)姫路藩主(一五万石)となり、西国探題職についた。和歌・狂歌をよくした。同年八月死去、四五歳。通称は清良。

【忠直公】松平忠直(まつだいらただなお、一五九五〜一六五〇)。江戸時代前期の大名。文禄四年生まれ。結城秀康(ゆうきひでやす)の長男。妻は徳川秀忠(ひでただ)の娘勝姫。慶長一二年一三歳で越前(福井県)福井藩主松平家二代となる。大坂の陣で真田幸村(さなだゆきむら)を討つなどの大功をたてた。のち乱行や将軍家に対する不遜(ふそん)な行動がかさなり、元和(げんな)九年改易(かいえき)となり豊後(ぶんご、大分県)に流された。慶安三年死去、五六歳。幼名は長吉。号は一伯。

※結城氏 中世下総国の豪族。藤原秀郷の後裔で、下野国の豪族小山政光の三男朝光が、源頼朝に属し戦功をあげ下総国結城(茨城県結城市)を与えられ結城を名乗る。子孫は御家人として鎌倉幕府に重用された。南北朝の内乱では一貫して足利尊氏に従い、室町時代には鎌倉府の重鎮となるが、氏朝が一四四一年結城合戦で敗死し一時断絶する。戦国時代には、結城政勝・晴朝が古河公方・後北条氏と結んで小田氏を押し佐竹・宇都宮氏と対峙、下総北部・下野南部・常陸西部にまたがる勢力圏を築いた。後北条氏の侵攻が激化する、晴朝は逆に佐竹・宇都宮氏などと結び対抗、天正一八年(一五九〇)小田原の豊臣秀吉のもとに参陣し所領を安堵された。その後晴朝は養子朝勝を追放し、徳川家康の子で豊臣秀吉の養子になっていた羽柴秀康を養嗣子に迎え隠居し、秀康は慶長六年(一六〇一)越前北庄六八万石に転封、晴朝もこれに従い結城を去る。秀康の嫡子忠直は松平氏に改姓し、結城氏の家名は秀康の五男直基が継承し

たが、直基も松平氏に改めたため、結城の名字は絶えた。（「国史大事典」）

【於越前、従忠直公御合力被為請候時分、御家中次男三男又八外より御抱（越前に於いて忠直公より御合力請け為され候時分、御家中の次男・三男または外よりお抱え）】越前国福井藩主の兄松平忠直に扶養されていた時分に本藩（福井藩）の次男・三男や、外より採用した家臣。

【寛永元年越前勝山三万石始而御拝領是より御抱（越前勝山三万石始めて御拝領、是よりお抱え）】寛永元年（一六二四）越前国（福井県）勝山で初めて三万石の領地を幕府から拝領した際に召し抱えた家臣。

【勝山】勝山藩。越前国（福井県）勝山を藩庁とした藩。譜代の小藩。勝山は九頭竜川の右岸段丘上にあり、福井・大野そして谷峠を経て加賀に通じる交通上の要地を占めている。天正八年（一五八〇）柴田勝安は大野郡袋田村に築城し、勝山城と命名した。慶長六年（一六〇一）福井藩主結城秀康は家臣林長門を派遣したが、長門罪せられて後は藩の直轄地となった。寛永元年（一六二四）より秀康の子松平忠直の弟直基が居城し、同一二年よりその弟直良がこれに代わり、ともに三万五〇〇石を領有したが、正保元年（一六四四）直良が大野に移るに及び、勝山は再び福井藩の直轄地となった。（「国史大事典」）

【合力】金銭、物品を与えて助けること。ごうりよく。

【御抱】江戸時代、一定の年限を定めて幕府、大名に召し抱えられた者。

【切米（きりまい）】江戸時代、幕府あるいは大名の家臣のうち、知行所を与えられていない者に対して、春（二月、年給額の四分の一）、夏（五月、同四分の一）、冬（一〇月、同二分の一）の三季に分割して支給される扶持米、あるいはそれ相当の金銭。また、それを支給すること。特に冬季のものを「切米」といい、その他を「御借米」という場合がある。

【聊（いささか）】かりそめであるさま。ほんのちよつと。

【擬作（あてがい）】岡山藩では簡略奉行において、貧困武士の義務を免じ、最低生活に必要な扶持を与える一方、一定年限禄高を給付せず、あるいは在郷を命じて家計の回復を計らせ、これを扶持方擬作と呼んだ。

《解説》

「寛永元年越前勝山以来諸士住口御調（おしらべ）、文化四年五月平野氏より借り請け之（これ）を写す」の記載から、初代松平直基が寛永元年（一六二四）越前勝山藩主となって以降、享和二年（一八〇二）までに松平家に仕官した家臣団の名簿を、文化四年（一八〇七）に平野氏から酒井家の先祖が借り受けて書写した史料であることがわかる。前橋藩士の家が、松平大和守家に仕官した時期や場所などがわかる貴重な史料である。

「引つ越し大名」とも呼ばれた松平大和守家は、初代直基が三万石の大名に取り立てられて以来、転封を繰り返しながら石高も増え最終的には一七万石の大大名となる中、家臣団を拡充していった。結城以来の家臣もいるものの少数で、多くの家臣は転封先の全国各地で採用した武士たちだった。松平大和守家の家臣団形成が具体的にわかるのが、本史料である（一部のみ掲載）。なお「和正雄家文書」（P八八〇八）No.一の「御體」も、江戸後期の前橋藩松平家分限帳で、召し抱えられた場所などの情報が家臣ごとに記載されている史料である。

なお本史料が伝来した酒井家は、松平大和守家家臣である。先祖権右衛門が信州松代（まつしろ）藩主真田（さなだ）幸道（ゆきみち）の家臣だったが、元禄年中に故あつて浪人となり、その子玄理龍好が医師となって、享保一五年（一七三〇）松平義知（明矩）に二〇〇石五人扶持（ぶち）で召し抱えられたといい、歴代藩主から与えられた宛行状（あてがいじょう）を書き写した文書がある。（酒井保敏家文書 P〇〇〇五 No.一八）